

平成18年3月31日  
長崎県公安委員会規則第16号  
最終改正 令和6年3月15日

## 放置違反金の納付命令等に関する事務取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う放置違反金の納付命令等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (放置違反金の納付命令)

第2条 法第51条の4第4項に規定する放置違反金の納付命令（以下「納付命令」という。）は、別記様式第1号の放置違反金納付命令書（以下「納付命令書」という。）により行うものとする。

2 納付命令に係る放置違反金の納期限は、前項に規定する納付命令書を発した日から起算して15日以内とする。

3 納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、第1項の規定にかかわらず、別記様式第2号の放置違反金納付命令公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

### (弁明の通知)

第3条 法第51条の4第6項に規定する弁明の通知は、別記様式第3号の弁明通知書により行うものとする。

2 法第51条の4第6項に規定する弁明書の提出期限は、前項の弁明通知書を発した日から起算して14日以内とする。

3 法第51条の4第7項に規定する弁明通知書の送達は、第1項の規定にかかわらず、別記様式第4号の弁明通知公示送達書により行うものとする。

### (仮納付金の返還の通知)

第4条 法第51条の4第12項の規定による通知は、別記様式第5号の仮納付金返還通知書に、別記様式第5号の2の仮納付金返還請求書を添えて行うものとする。

(放置違反金の督促)

第5条 法第51条の4第13項の規定による督促は、第2条第2項の納期限を経過した日から起算して20日以内に別記様式第6号の督促状により行うものとする。

2 前項の督促状によって指定する期限は、当該督促状を発した日から起算して11日以内とする。

3 督促を受けるべき者の所在が判明しないときは、第1項の規定にかかわらず、別記様式第7号の督促公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(納付命令の取消し等の通知)

第6条 法第51条の4第17項前段の規定による通知は、別記様式第8号の放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書により行うものとする。この場合において、同項後段に該当するときは、別記様式第8号の2の放置違反金還付請求書を添えて行うものとする。

(公示送達)

第7条 法第51条の4第18項に規定する放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の公示送達は、第2条第3項、第3条第3項及び第5条第3項の規定によるものを除き、別記様式第9号の公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(車両使用者等の照会)

第8条 法第51条の5第2項に規定する官庁、公共団体その他の者に対する照会は、別記様式第10号の車両使用者等照会書により行うものとする。

(債権管理簿への記載)

第9条 放置違反金の納付命令に関わる調停済みの債権で、その年度にその全部の履行がなされなかったものは、出納閉鎖後遅延なく、別記様式第11号の放置違反金債権管理簿に記載するものとする。

2 前項の債権管理簿に記載したものについて、その管理に関する事務の処理上必要なものがあると認めるときは、その都度、遅滞なくこれらの内容を放置違反金債権管理簿に記載するものとする。

(期限の特例)

第10条 第2条第2項、第3条第2項及び第5条第2項に規定する期限の末日が次の各号のいずれかに該当するときは、その翌日を当該期限の末日とみなす。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、放置違反金の納付命令等に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成20年長崎県公安委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年長崎県公安委員会規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成30年2月13日から施行する。

附 則（平成31年長崎県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和6年長崎県公安委員会規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

第 号

年 月 日

## 放置違反金納付命令書

様

長崎県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。下記の納期限までに同封の納付書により、納付してください。

## 記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納期限	年 月 日まで
納付の場所	納入通知書裏面記載の納入場所
納付命令の理由	<p>あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり、放置車両と認められたこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 違反日時 年 月 日 時 分</p> <p><input type="checkbox"/> 違反場所</p> <p><input type="checkbox"/> 違反車両番号</p> <p><input type="checkbox"/> 違反態様 道路交通法第 条第 項違反</p>

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

- (注) 1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、自動車検査証の返付拒否の対象となります。
- (注) 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。
- (注) 3 放置違反金の納付に係る領収証書は、次回の自動車検査（車検）まで保管しておいてください。領収証書の提示が必要となる場合があります。
- (注) 4 納期限までに納付されない場合は、条例で定めるところにより、延滞金を徴収します。

照 会 先

照 会 先



第 年 月 日 号

## 弁 明 通 知 書

様

長崎県公安委員会 印

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

記

この弁明通知書の番号	第 号
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
予 定 さ れ る 納 付 命 令 の 内 容	金 円の放置違反金の納付命令
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法第51条の4第4項
納 付 命 令 の 原 因 と な る 事 実	<p>下記のとおり、あなたが使用する車両が放置車両と認められたこと。</p> <p><input type="radio"/> 違反日時</p> <p><input type="radio"/> 違反場所</p> <p><input type="radio"/> 違反車両番号</p> <p><input type="radio"/> 違反態様</p>
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日必着
備 考	<p>上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。</p>

（注）弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し提出してください。
- 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので（道路交通法第51条の4第11項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。  
仮納付の期限経過後は、同封の納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、保管金払込書裏面記載の納入場所です。
- (3) 仮納付するときは、同封の納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。  
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所  
長崎県公安委員会の掲示板（長崎県長崎市尾上町3番3号所在）
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

照 会 先

～車検拒否制度及び車両の使用制限命令に関するお知らせ～

1 車検拒否制度

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 車両の使用制限命令

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。





（表）

第 号  
年 月 日

仮納付金返還通知書

様

長崎県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件（第 号）」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。

また、あなたから仮に納付されている下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」に、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

- 1 記載日、住所、電話番号及び氏名を記入し、押印の上、下記の事項を記入してください。
- 2 口座振込みによる返還  
下記事項を記入してください。
  - (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局を金融機関として指定することはできません。）
  - (2) 振込口座名（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号（請求者ご本人の口座に限ります。）
- 3 振込先金融機関を指定できない方は、次の照会先に照会してください。  
照会先

## 仮納付金返還請求書

長崎県知事 殿

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

金 額	¥ _____	円
-----	---------	---

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

記

- 1 振込先金融機関店舗名 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店
- 2 振込口座名 (カタカナ) \_\_\_\_\_  
(普通・当座) 口座番号 \_\_\_\_\_

(注) 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

第 年 月 日 号

様

長崎県公安委員会 印

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により放置違反金の納付を命じましたが、その納期限( 年 月 日)を経過しても現在まで納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納期限までに同封の納付書により、早急に納付してください。

指定納期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後にこの督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年 度	弁明通知書の番号	放置違反金
	第 号	円

指定納期限	年 月 日まで
納付場所	納入通知書裏面記載の納入場所

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として(訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(注) 1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、自動車検査証の返付拒否の対象となります。

(注) 2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記の納付場所で納めてください。

なお、納付した場合は、領収証書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、自動車検査(車検)を受ける際に提示してください。

照 会 先

Blank box for contact information.

### 督促公示送達書

道路交通法第51条の4第13項の規定による下表に掲げる者への放置違反金に係る督促状の送達が不能であるため、同法第51条の4第18項の規定により公示します。

なお、督促状は、に保管していますので、督促を受けるべき者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

長崎県公安委員会 印

督促を受けるべき者の氏名	件 名
	放置違反金納付命令 (第 号)

(注) この公示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

（表）

第 号

年 月 日

放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書

様

長崎県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」に、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領

- 1 記載日、住所、電話番号及び氏名を記入し、押印の上、下記の事項を記入してください。
- 2 口座振込みによる返還  
下記事項を記入してください。
  - (1) 振込先金融機関店舗名（郵便局を金融機関として指定することはできません。）
  - (2) 振込口座名（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号（請求者ご本人の口座に限ります。）
- 3 振込先金融機関を指定できない方は、次の照会先に照会してください。  
照会先

## 放置違反金還付請求書

長崎県知事 殿

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

金 額	¥ _____	円
-----	---------	---

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込みの取扱いをされたく請求します。

記

- 1 振込先金融機関店舗名 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店
- 2 振込口座名 (カタカナ) \_\_\_\_\_  
(普通・当座) 口座番号 \_\_\_\_\_

(注) 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。





第 号  
年 月 日

様

長崎県公安委員会 印

### 車両使用者等照会書

道路交通法第51条の4第4項の規定を施行するため必要があるので、下記車両番号（標識番号）に関する別紙回答書の項目につき、回答されたく道路交通法第51条の5第2項の規定により照会します。

記

番 号	車 両 番 号 (標識番号)

照 会 先

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

印

車両使用者等回答書

年 月 日付け 第 号の照会依頼について、次のとおり回答します。  
記

番号	車両番号 (標識番号)	使用者	所有者との 異同	車名、車台番号	主な定置場	届出日
		㊦ガナ 氏名 住所（所在地） 〒 電話	異 ・ 同	車名 車台番号	1 左記住所（所在地） 2	年 月 日
		㊦ガナ 氏名 住所（所在地） 〒 電話	異 ・ 同	車名 車台番号	1 左記住所（所在地） 2	年 月 日
		㊦ガナ 氏名 住所（所在地） 〒 電話	異 ・ 同	車名 車台番号	1 左記住所（所在地） 2	年 月 日

照会取扱者

回答取扱者

別紙継紙（別記様式第10号関係）

		ㄉㄉㄉ 氏名 住所（所在地） 〒  電話	異  ・ 同	車名  車台番号	1 左記住所（所在地）  2	年  月 日
		ㄉㄉㄉ 氏名 住所（所在地） 〒  電話	異  ・ 同	車名  車台番号	1 左記住所（所在地）  2	年  月 日
		ㄉㄉㄉ 氏名 住所（所在地） 〒  電話	異  ・ 同	車名  車台番号	1 左記住所（所在地）  2	年  月 日
		ㄉㄉㄉ 氏名 住所（所在地） 〒  電話	異  ・ 同	車名  車台番号	1 左記住所（所在地）  2	年  月 日
		ㄉㄉㄉ 氏名 住所（所在地） 〒  電話	異  ・ 同	車名  車台番号	1 左記住所（所在地）  2	年  月 日

